

内水面における漁業権免許に係る増殖指針

内水面における第五種共同漁業権の設定には、漁業法（以下「法」という。）第 127 条の規定により、免許を受けたものが増殖を行うことが必要とされている。平成 25 年 9 月に予定している漁業権免許の申請に当たり、免許申請者の作成する増殖計画はこの指針に基づき可否の判断をおこなうものとする。

第 1 増殖方法

法第 127 条でいう「増殖」とは、以下の行為をいい、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為にとどまるものは、含まない。

- (1) 人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵造成等の積極的人為的手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為。
- (2) 堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流。

第 2 増殖基準量

漁業権者が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施する放流量は、別表に定める量以上とする。

ただし、産卵床の造成等繁殖のための施設の設置、堰堤によってそ上が妨げられている滞留稚魚の汲み上げ再放流する等在来資源のそ上確保等について、その効果が増殖放流量に換算し得る場合には、放流量に組み入れることができる。

(別表)

漁業協同組合名	河川名	魚種	増殖基準量
能勢町漁業協同組合	大路次川、山辺川、 田尻川	アユ	130kg
	大路次川、山辺川	マス類	300kg
東能勢漁業協同組合	余野川	アユ	50kg
止々呂美漁業協同組合	余野川	アユ	60kg
		マス類	240kg
安威川上流漁業協同組合	安威川、下音羽川	アユ	65kg
	下音羽川	マス類	150kg
芥川漁業協同組合	芥川	アユ	200kg
		マス類	800kg
尺代漁業協同組合	水無瀬川	マス類	160kg